

## 職長教育

### 1. 職長等教育とは

労働安全衛生法第60条で規定された、「一定の作業について、職長等に対する、作業を指揮、監督するために必要な知識等の教育で、法定教育の一つです。

実施義務は、事業者にあります。

労働安全衛生施行令第19条で規定されている対象業種は、製造業、建設業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械の修理業などです。

※製造業については、一部対象外のものがあります。

労働安全衛生規則第40条にカリキュラムが定められています。

①建設業は、安全衛生責任者教育を含むので、14時間を要します。

②建設業以外は、12時間を要します。

※実技講習はありません

### 2. 講師派遣：

職長の実施義務者である事業者（貴社）に、（社）日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部が、貴社に経験豊富な講師を派遣いたします。

※貴社に講師を派遣する場合の条件等を次に示します。

### 3. 出前講習：

事業者である貴社が、職長教育を実施出来ない場合は、事業者に代わって安全衛生団体（例：労働安全衛生コンサルタント会）等が実施することが認められています。ご相談下さい。その場合、当会が職長教育修了証の発行を致します。

お問い合わせ	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会 神奈川支部 〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 神奈川労働プラザ7階 電話 (045) 633-3618 FAX (045) 633-3618 事務所対応時間： 毎週火曜日から木曜日の午前10時～午後4時 E-mail: info@conkana.org URL: <a href="http://www.conkana.org/">http://www.conkana.org/</a>
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 職長教育に講師派遣いたします！

講師： (社)日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部会員の有資格者

実施場所： 貴社にて会議室（研修室）をご用意下さい。

研修人員： 約 10 名から 30 名程度

実施期間： 2 日間

実施内容： 労働安全衛生規則第 40 条職長等の教育によります。

今回の職長等教育は、建設業以外が対象の学科教育 12 時間です。安全衛生特別教育規定（昭和 47 年労働省告示第 92 号、平成 13 年改訂）によります。

必要機材： PC プロジェクター、ホワイトボード、マーカー（3 色）、拡声装置、デモ機器類を展示するテーブル、をご用意下さい。PC は講師が持参します。

テキスト： テキストは「職長の安全衛生テキスト」中央労働災防止協会発行（定価 840 円平成 22 年現在）を使用します。補助教材として講師準備のパワーポイントを使用して行います。受講者の方々の講習資料の印刷、テキストの手配は貴社にてご用意下さい。弊社で用意することをご希望であれば別途ご依頼下さい。

修了証： 法令では、事業者特別教育実施の記録の保存が義務付けられていません。修了証が必要な場合、貴社にて発行をお願いします。

カルキュラム： 12 時間コース

	科目	時間
1	第 1 日目	
2	開講挨拶、事務連絡	
3	指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法	2 時間 30 分
4	作業手順の定め方、労働者の適正な配置	2 時間
5	設備、作業等の具体的な改善の方法	1 時間 40 分
6	第 2 日目	
7	危険性または有害性の調査及び結果に基づき講ずる措置	2 時間 20 分
8	作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	1 時間
9	労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	1 時間
10	異常時及び災害発生時における措置	1 時間 30 分
11	終了挨拶、事務連絡	1 時間

労働安全衛生規則により科目と時間が定められています。

参考：

- ・科目の順番については、変更可能です。
- ・労働安全衛生規則第 40 条には、「事業者は科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することが出来る」主旨の記載があります。

## 「出前講習」いたします！

講師： （社）日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部会員の有資格者

実施場所： 貴社にて会議室（研修室）をご用意下さい。

研修人員： 約 10 名から 30 名程度

実施期間： 2 日間

実施内容： 労働安全衛生規則第 40 条職長等の教育によります。

今回の職長等教育は、建設業以外が対象の学科教育 12 時間です。安全衛生特別教育規定（昭和 47 年労働省告示第 92 号、平成 13 年改訂）によります。

必要機材： PC プロジェクター、ホワイトボード、マーカー（3 色）、拡声装置、デモ機器類を展示するテーブル、をご用意下さい。PC は講師が持参します。

テキスト： テキストは「職長の安全衛生テキスト」中央労働災防止協会発行（定価 840 円平成 22 年現在）を使用します。補助教材として講師準備のパワーポイントを使用して行います。受講者の方々の講習資料の印刷、テキストの手配は当方が手配します。

修了証： 法令では、事業者特別教育実施の記録の保存が義務付けられていません。修了証は当会が発行いたします。

カリキュラム： 12 時間コース

	科目	時間
1	第 1 日目	
2	開講挨拶、事務連絡	
3	指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法	2 時間 30 分
4	作業手順の定め方、労働者の適正な配置	2 時間
5	設備、作業等の具体的な改善の方法	1 時間 40 分
6	第 2 日目	
7	危険性または有害性の調査及び結果に基づき講ずる措置	2 時間 20 分
8	作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	1 時間
9	労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	1 時間
10	異常時及び災害発生時における措置	1 時間 30 分
11	終了挨拶、事務連絡	1 時間

安全衛生特別教育規定により科目と時間が定められています。

参考：

- ・ 科目の順番については、変更可能です。
- ・ 労働安全衛生規則第 40 条には、「事業者は科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することが出来る」主旨の記載があります。